相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区錦町一丁目四番、最後の住所山形県米沢市東二丁目二番三二号　ヴィーヴル駅前南　被相続人　亡　嶋津　治茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

山形県米沢市金池五丁目一三番三号ＫＲビル金池四〇一弁護士法人ブレインハート法律事務所米沢オフィス

相続財産管理人　弁護士　遠藤　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市境野町一丁目一一六八番地、最後の住所群馬県桐生市境野町一丁目一一六八番地　被相続人　亡　**西**牧　秀乗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

群馬県太田市新井町二一三―一ノルデンビル二〇四

相続財産管理人　弁護士　青木　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区下田町二丁目八六七番地、最後の住所千葉県佐倉市染井野五丁目六七番地二九　被相続人　亡　朝稲　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市西浦賀三丁目八四番地、最後の住所神奈川県横須賀市西浦賀三丁目一八番四号　被相続人　亡　反田　隆幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

神奈川県横須賀市汐入町二丁目八番地四　ＹＳＫビル四階　横須賀汐入法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区出来町二丁目六〇一番地、最後の住所名古屋市昭和区塩付通三丁目一番地の五サンマンション御器所一一一二号

被相続人　亡　伊賀　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

名古屋市中区錦三丁目一〇番三三号錦ＳＩＳビル八階宇都木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤森　崇雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市紙屋町一五番、最後の住所大阪府岸和田市南上町一丁目三〇番五号

被相続人　亡　七野　勝幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市高砂町農人町一八一一番地の一、最後の住所兵庫県明石市大久保町西脇一三七番地大久保ダイヤハイツ一一四号

被相続人　亡　中井　珠實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

兵庫県明石市天文町二丁目一―一〇　ぶすみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　泉　房穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市津田町一三〇三番地、最後の住所島根県益田市美都町小原七七六番地二一三号　被相続人　亡　渋谷カツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

島根県益田市中吉田町一〇八五番地七センタービル二階弁護士法人山陰リーガルクリニック益田事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市内海町イ一二六五番地、最後の住所広島県福山市内海町イ一二六五番地　被相続人　亡　**兼**田　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

広島県福山市久松台一丁目二六番二九号、事務所広島県福山市若松町一〇番五号法友会館三階

相続財産管理人　弁護士　高橋　武三

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年３月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ナカガワ不動産　②愛知県知事(1)22080　③中川信男　④愛知県東海市加木屋町順見26番地１　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県東海市加木屋町順見26番地１　ナカガワ不動産　中川信男

①昭不動産株式会社　②大阪府知事(2)15163　③代表取締役　大園克宣　④大阪府豊中市上野西三丁目６番30号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府豊中市上野西三丁目６番30号　昭不動産株式会社　代表取締役　大園克宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区東鉄町一一一〇番地、最後の住所北九州市八幡東区東山一丁目三番一三号　被相続人　亡　丸岡　泰義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十日

北九州市小倉北区京町三丁目一五番一五号　辰巳ビル七階　辰巳和正法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　裕一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年三月十日

一、墳墓等所在地　熊本県玉名市岱明町上字馬場原九二七番

一、墳墓等の名称　坂口家墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本県玉名市中一九〇六―一二　坂口　馨